

(平成24年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 1 号

憲法第25条に基づいた生活保護制度への充実を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月28日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会議員 市 川 寿 子

賛成者 習志野市議会議員 谷 岡 隆

〃 〃 宮 内 一 夫

〃 〃 木 村 静 子

憲法第 25 条に基づいた生活保護制度への充実を求める意見書

生活保護は憲法第 25 条に規定されている生存権を保障する制度である。我が国の生活保護利用者は 210 万人を超え、過去最多となっている。しかし、年収 200 万円以下のワーキングプアは 1,045 万人、所得が生活保護基準を下回るとされる 705 万世帯のうち、生活保護受給世帯の割合（捕捉率）は、わずか 15% にすぎない。（厚労省公表）

ところが、「不正受給」や「生活保護に対する不公平感」など、マスコミ報道も利用しながら、厚生労働省は「生活支援戦略」の「中間まとめ」を国家戦略会議に提出し、生活保護制度の本格的改定を図ろうとしている。

驚くべきその内容は、親族の扶養義務を強化し、扶養可能な親族には「保護費の返還を求める」仕組みを狙っていることである。また、「就労自立」のため「正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する」として保護の打ち切りを主張し、たとえ短期派遣の見通しのない仕事でも就労させようとするもので、徹底的な生活保護費の削減を図られようとしているのである。生活保護利用者が、かつてないほどに増大した最大の原因は、財界主導の「構造改革」路線によるリストラと非正規雇用への移行、賃金引き下げが大規模に行われた結果である。国家財政の莫大な借金、無謀な公共事業を続け、財界・大企業の利益を優先した結果である。

国と財界が、国の財政を危機に陥れ、人々を貧困に突き落としながら、セーフティネットとしての生活保護制度を、さらに改悪することは断じて許されるものではない。

よって、本市議会は政府に対し、憲法第 25 条に基づいた生活保護制度を守り、さらに充実させるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。